

令和 8 年度甲種防火管理新規講習実施要領

主 催 斜里地区消防組合消防本部

共 催 斜里地区防火管理者連絡協議会

消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、甲種防火管理新規講習を次により実施します。

1 甲種防火管理新規講習日程及び受付期間

講習種別	講習日	講習時間	申請受付期間	定員
甲種防火管理 新規講習 (2 日間)	令和 8 年 1 1 月 1 7 日(火)	受付時間 9 時 3 0 分 ～ 9 時 5 0 分 講習時間 9 時 5 0 分 ～ 1 7 時 0 0 分	令和 8 年 1 0 月 5 日(月)から 1 0 月 1 8 日(日)まで	3 0 名
	令和 8 年 1 1 月 1 8 日(水)	受付時間 9 時 3 0 分 ～ 1 0 時 0 0 分 講習時間 1 0 時 0 0 分 ～ 1 5 時 3 0 分		

※定員 3 0 名（定員となり次第締め切りさせていただきます。）

2 講習会場

斜里郡斜里町本町 4 番地（TEL 0 1 5 2－2 2－2 2 2 2）

斜里町公民館ゆめホール知床 会議室 1

3 受講申請方法

次の書類を斜里地区消防組合消防本部予防課まで直接提出または郵送してください。

受講申請書は消防署に備え付けてあります。また、斜里地区消防組合ホームページからダウンロードできます。（<https://sharifd.jp/post-2563/%e4%ba%88%e9%98%b2%e8%aa%b2/>）

※ 受講票は申請者の現住所宛へ郵送します。

4 受講費用

資格取得については、斜里地区防火管理者連絡協議会会員に限り、斜里地区防火管理者連絡協議会にて全額負担します。

※会員以外の方にあつては資格取得にかかる費用（テキスト代）として、4, 2 0 0 円が必要となります。当日受付で納入して下さい。

5 受講資格

消防法第8条に定める防火対象物（学校、病院、工場、遊技場、飲食店、物品販売店舗等で一定規模以上の建物）の防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある方。

6 資格区分

甲種防火管理者

防火管理者を選任すべき防火対象物のうち、特定用途に供される防火対象物（集会場、遊技場、旅館、病院等）にあつては、その延面積が300㎡以上、その他の防火対象物にあつては500㎡以上のもの。

7 その他

- （1）講習当日は受講票と身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参し、受付に提示して下さい。
- （2）講習終了後に修了証を交付しますので、**最終日に必ず印鑑を持参して下さい。**
- （3）遅刻、早退、退室、受講途中での受講者の変更、講義中の居眠り喫煙等は認めていません。
（終了証を交付しない場合あり）
- （4）筆記用具は各自で持参して下さい。
- （5）昼食、飲み物は持ち込み可能です。各自でご用意願います。（昼休み1時間）
- （6）貴重品の管理は各自の責任で行ってください。当該施設内で起こった盗難、紛失には一切の責任を負いません。
- （7）講義中の携帯電話の使用はお控えください。
- （8）講習について不明な点がありましたら、斜里地区消防組合消防本部予防課までお問い合わせください。

【受講申請書の提出・問い合わせ先】

〒099-4113

斜里郡斜里町本町14番地3

斜里地区消防組合消防本部予防課

TEL 0152-23-3647